

美瑛町障害者活躍促進計画

機関名	美瑛町役場
任命権者	美瑛町長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
美瑛町における障害者雇用に関する課題	<p>美瑛町においては、職員総数が200人程度であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の中には障害者が数名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないことから、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>在籍する障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を促進する体制整備	<p>○障害者雇用促進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設置する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を促進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、1年に1回実施している人事評価面談等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際は、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○インターンシップの中で、障害学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者を対象とした職場実習を受け入れる。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助なしで業務が遂行できること」、「就労支援期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施すること。
4 その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める</p> <p>○本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し適切な支援や配慮を講じる。</p>